

## 消費者行政に関する首長表明

近年、デジタル化や AI 等の技術が急速に進展し、インターネットやスマートフォン等の活用により、多様な商品やサービスが提供され、消費者を取り巻く環境は大きく変化し、生活は便利になりました。

一方で、電話勧誘やインターネット、SNS を通じた悪質商法や特殊詐欺などの手口は複雑かつ多様化の傾向にあり、世代を問わず被害が後を絶たない状況です。

本町では、様々な消費生活トラブルに関する相談窓口として、三好市と広域的に連携し、「みよし消費生活センター」を設置し、問題解決のための助言や情報提供、あっせん等を行い、トラブルの早期解決のお手伝いをしています。

また、高齢化の進む中、特に被害に遭いやすい高齢者や障がい者などの消費者被害の未然防止・早期発見及び拡大防止等を目的とし、みよし消費生活センターを中心に、「三好市・東みよし町消費者被害防止協議会」を設置、警察署、保健所、弁護士会、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員、徳島県消費者政策課、など関係機関と連携を取りながら、見守りネットワークを構成しています。

さらに、金融機関、郵便事業者、運送事業者、宅配事業者、コンビニエンスストア、新聞販売店、保険会社、消費者協会などに「東みよし町消費生活協力団体」として委嘱し、「見守り」と「気づき」のネットワークの拡大を図り、見守り体制を強化しています。

今後とも、相談体制の維持・強化に努め、高齢者のみならず小中学生や若者を含む町民への啓発活動を行うことにより、一人一人の消費力を高め、町民の皆様が安全・安心に暮らせるまちづくりを目指し、一層消費者行政の充実及び強化に取り組んでまいります。

令和6年5月1日

東みよし町長 松浦 敬治